休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

2014年10月1日から2015年9月30日までの間に最終異動日等のあった預金等を2026年2月1日※までに預金保険機構に納付します。当該納付の日において当該預金等に係る債権は消滅しますが、預金者等であった方は当組合を通じて当該預金等に係る元本および利子に相当する額の金銭の支払いを請求できます。

なお、本件に関する詳細につきましては、お取り扱いの店舗までご照会ください。

※法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

2025年2月1日
あかぎ信用組合

copyright (c) 2000/02/01～ AKAGI SHIN-YO KUMIAI all right reserved.

This page designed by ALON corporation